

## 海図等の複製頒布者を求める公募手続に係る公示

平成19年12月19日

海上保安庁海洋情報部長 加藤 茂

次のとおり、参加意思確認書及び企画提案書(以下「参加意思確認書等」という。)の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、海上保安庁が刊行する海図その他の水路に関する図(海の基本図を除く。)、水路書誌(水路誌、潮汐表、灯台表、航用諸暦その他の水路に関する書誌をいう。)、航空図及び航空暦(以下「海図等」という。)の複製頒布者(国有財産使用許可を受け、海図等の複製頒布を行う者)を選定することから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、企画提案書による企画競争により海図等の複製頒布者を選定し、国有財産使用許可の手続に移行する。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

海図等の複製頒布業務

#### (2) 業務内容

複製頒布業務実施要領及び航海用電子海図に関する複製頒布業務実施要領(以下「複製頒布業務実施要領等」という。)のとおりに。

#### (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

ただし、特段の支障が無いと判断できる場合は最長5年間(平成25年3月31日)まで、1年ごとに期間延長ができる。

### 3. 業務目的

海図等の刊行業務の適正な運営を図ることを目的とする。

### 4. 応募要件

応募者は、次の基本的要件、技術力に関する要件、設備・システムに関する要件、守秘性に関する要件、業務執行体制に関する要件及び業務実績に関する要件を満たす単独の法人を原則とする。

#### (1) 基本的要件

- ① 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
  - ③ 平成19、20、21年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）を有すること。
  - ④ 履行期間内は複製頒布業務実施要領等に基づき複製頒布業務を確実に実施できること。
- (2) 技術力に関する要件  
複製頒布業務実施要領等に基づき複製頒布業務を確実に実行できる技術力を有すること。
  - (3) 設備・システムに関する要件  
複製頒布業務実施要領等に基づき複製頒布業務を確実に実行できる設備・システムを保有又は使用することができること。
  - (4) 守秘性に関する要件  
企業等のサービス規程として、以下の条件を満たしていること。  
・業務上知り得た情報を漏らさないこと。
  - (5) 業務執行体制に関する要件  
海図等を安定的に供給できる販売網を有すること。
  - (6) 業務実績に関する要件  
書籍、雑誌等の出版及び販売に関する実績があること。

## 5. 企画提案書提案内容

- (1) 業務方針について
- (2) 業務実施体制について
- (3) 複製業務について
- (4) 頒布業務について
- (5) 普及活動等について

## 6. 手続等

応募者は、説明書を参照のうえ、参加意思確認書等を提出してください。

### (1) 担当部課

〒104-0045 東京都中央区築地5-3-1  
海洋情報部航海情報課図誌監理係  
電話 03-3541-3820 Fax 03-3541-4388

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### ① 交付期間

平成19年12月19日（水）から平成20年1月23日（水）まで  
行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時30分まで

#### ② 交付場所

(1)に同じ。

#### ③ 交付方法

担当部課での配布

### (3) 参加意思確認書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間  
平成19年12月20日(木)から平成20年1月24日(木)まで  
行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時30分まで
- ② 提出場所  
(1)に同じ。
- ③ 提出方法  
参加意思確認書等を正1部、副1部を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

## 7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
6(1)に同じ。
- (3) 応募要件、企画提案、応募方法、その他の詳細  
説明書を参照のこと。

# 説 明 書

## 1. 当該招請の主旨

本業務については、海上保安庁が刊行する海図その他の水路に関する図（海の基本図を除く。）、水路書誌（水路誌、潮汐表、灯台表、航用諸暦その他の水路に関する書誌をいう。）、航空図及び航空暦（以下「海図等」という。）の複製頒布者（国有財産使用許可を受け、海図等の複製頒布を行う者）を選定する必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、企画提案書による企画競争により海図等の複製頒布者を選定し、国有財産使用許可の手續に移行する。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 海図等の複製頒布業務
- (2) 業務内容 複製頒布業務実施要領及び航海用電子海図に関する複製頒布業務実施要領（以下「複製頒布業務実施要領等」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで  
ただし、特段の支障が無いと判断できる場合は最長5年間（平成25年3月31日）まで、1年ごとに期間延長ができる。

## 3. 業務目的

海図等の刊行業務の適正な運営を図ることを目的とする。

## 4. 応募要件

応募者は、次の基本的要件、技術力に関する要件、設備・システムに関する要件、守秘性に関する要件、業務執行体制に関する要件及び業務実績に関する要件を満たす単独の法人を原則とする。

- (1) 基本的要件
  - ① 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
  - ③ 平成19、20、21年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）を有すること。
  - ④ 履行期間内は複製頒布業務実施要領等に基づき複製頒布業務を確実かつ適切に実施できること。
- (2) 技術力に関する要件  
複製頒布業務実施要領等に基づき複製頒布業務を確実に行える技術力を有すること。

- (3) 設備・システムに関する要件  
複製頒布業務実施要領等に基づき複製頒布業務を確実に実行できる設備・システムを保有又は使用することができること。
- (4) 守秘性に関する要件  
企業等のサービス規程として、以下の条件を満たしていること。  
・業務上知り得た情報を漏らさないこと。
- (5) 業務執行体制に関する要件  
海図等を安定的に供給できる販売網を有すること。
- (6) 業務実績に関する要件  
書籍、雑誌等の出版及び販売に関する実績があること。

5. 応募方法

応募者は参加意思確認書及び企画提案書（以下「参加意思確認書等」という。）を提出すること。

6. 応募要件に基づく参加意思確認書の項目毎の記載指示事項及び作成様式

- (1) 参加意思確認書の項目及び記載指示事項  
参加意思確認書の項目毎の記載指示事項に従って各作成様式に記入し、それらを証明する資料等を添付すること。
- (2) 作成様式  
参加意思確認書の作成様式は、別添様式1～8（A4版）のとおりとする。

なお、作成様式に記載する文字サイズは10ポイント以上とする。

項目	記載指示事項	様式番号
1. 参加意思確認書	様式1のとおり。	1
2. 自認書	様式2のとおり。	2
3. 技術力に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 書籍、雑誌等の印刷に関する経験者の氏名及び実務経歴</li> <li>② 航海用海図を最新維持できる技術力について。</li> <li>③ 国際水路機関（IHO）で航海用電子海図を暗号化するために定められた規格（S-63）により暗号化を実施できる技術力について。</li> <li>④ 電子水路通報をインターネットで提供する技術力について。</li> </ul>	3
4. 設備・システムに関する要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海図等（航海用電子海図を除く。）を保管するための空調設備を完備した施設について。</li> <li>② 航海用海図等を改補するための施設について。</li> <li>③ 最大A0版6色までの印刷が可能な印刷機について。</li> </ul>	4

	<p>て。</p> <p>④ 最大A1版12色までの印刷が可能な印刷機について。</p> <p>⑤ CTP (Computer To Plate) 印刷が可能な設備について。</p> <p>⑥ 航海用電子海図の暗号化処理を行う設備について。</p> <p>⑦ 航海用電子海図、電子水路通報用データを管理する設備について。</p> <p>⑧ 航海用電子海図の購入者情報を適切に管理する設備について。</p> <p>⑨ 航海用電子海図及び電子水路通報を複製する設備について。</p> <p>⑩ 電子水路通報をインターネットで提供する設備について。</p>	
5. 守秘性に関する要件	① 企業等のサービス規程として、「業務上知り得た情報を漏らさないこと」等の守秘義務について。	5
6. 業務執行体制に関する要件	① 国内及び海外のユーザーに安定的に供給できる販売網について。	6
7. 業務実績に関する要件	① 書籍、雑誌等の出版及び販売に関する実績について。	7
8. その他の提出書類等	<p>① 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類</p> <p>② 業務を委託又は請け負わせる場合、相手方の住所、法人名及び委託若しくは請け負わせる業務の範囲及びその必要性等を記載したもの。</p>	8

## 7. 企画提案書の項目毎の記載指示事項及び作成様式

### (1) 企画提案書の記載指示事項

企画提案書の項目毎の記載指示事項に従って各作成様式に記入すること。

### (2) 作成様式

企画提案書の作成様式は、別添9～13 (A4版) のとおりとする。

なお、作成様式に記載する文字サイズは10ポイント以上とする。

項目	記載指示事項	様式番号
1. 業務方針	本業務実施に当たっての方針	9
2. 業務実施体制	円滑な運営を行うための組織、人員、業務分担等の考え方	10
3. 複製業務	<p>① 海図等の複製に関する考え方及び具体的な方法</p> <p>② 航海用電子海図の暗号化処理についての具体的な方法</p>	11

4. 頒布業務	① 海図等の頒布に関する考え方及び具体的な方法 ② 海図等の定価等に関する考え方 ③ 海図等の頒布拡大に関する考え方及び具体的な方法 ④ 予定している販売網、販売所数	12
5. 普及活動等	海図等の普及啓発活動の考え方及び具体的な方法	13

## 8. 企画提案書の評価

次の(1)に掲げる6段階の評定の標準に従い、(2)の評価基準にそって評定し、合計点を当該企画提案書の得点とする。

### (1) 各項目の評定の標準

評定の標準	点数
大変優れている	10点
優れている	8点
普通	6点
やや劣っている	4点
劣っている	2点
評価外	0点

### (2) 企画提案書の評価基準

項目	評価基準	点数	比率	得点
1. 業務方針	本業務実施に当たっての方針は適切か。	10	1	10
2. 業務実施体制	円滑な運営を行うための組織、人員、業務分担等の考え方は適切か。	10	3	30
3. 複製業務	① 海図等の複製に関する考え方及び具体的な方法は適切か。	10	2	40
	② 航海用電子海図の暗号化処理についての具体的な方法は適切か。	10	2	
4. 頒布業務	① 海図等の頒布に関する考え方及び具体的な方法は適切か。	10	2	100
	② 海図等の定価等に関する考え方は適切か。	10	3	
	③ 海図等の頒布拡大についての考え方及び具体的な方法は適切か。	10	2	
	④ 予定している販売網、販売所数は適切か	10	3	
5. 普及活動等	① 海図等の普及啓発活動の考え方及び具体的な方法は適切か。	10	1	10
合計得点				190点

※ 得点＝点数×比率

## 9. 手続等

応募者は、説明書を参照のうえ、参加意思確認書等を提出してください。

(1) 担当部課

〒104-0045 東京都中央区築地5-3-1  
海上保安庁海洋情報部航海情報課図誌監理係  
電話 03-3541-3820

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年12月19日(水)から平成20年1月23日(水)まで  
行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時30分まで

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

担当部課での配布

(3) 参加意思確認書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

平成19年12月20日(木)から平成20年1月24日(木)まで  
行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時30分まで

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

参加意思確認書等を正1部、副1部を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

郵送については、当日必着とするので時間的余裕をもって提出し、応募者は参加意思確認書等の到着を担当部課に必ず確認すること。

なお、参加意思確認書等の提出後、辞退する場合は、辞退届(様式14)を提出すること。

(4) 説明会の日時及び場所

実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

実施しない。

10. 説明書に対する質問受付担当部課等

(1) 質問受付担当部課

〒104-0045 東京都中央区築地5-3-1  
海上保安庁海洋情報部航海情報課図誌監理係  
電話 03-3541-3820  
電子メール zushi@jodc.go.jp

(2) 質問受付期間

平成19年12月19日(水)から平成20年1月23日(水)まで  
行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時30分まで

(3) 質問方法

質問は文書により行うものとし、書面持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法でも可能とする。

郵送は書留などの受付確認のできる方法に限る。

また、電子メールの場合は着信を提出先に必ず電話で確認すること。

様式は自由、用紙規格はA4判とする。

(4) 回答方法等

適宜書面又は電子メールにより回答する。

1.1. 応募に関する留意事項

- (1) 参加意思確認書等の作成及び手続において使用する言語は日本語、通貨単位は円を使用すること。
- (2) 参加意思確認書等について、この書面及び別添の様式に示された内容に適合しない場合は無効とすることがある。
- (3) 参加意思確認書等が提出期間内に到着しなかった場合は、参加意思確認書等を無効とする。
- (4) 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない応募者はその旨を担当部課に申し出ること。
- (6) 提出された参加意思確認書等は、審査等以外に応募者に無断で使用しない。
- (7) 提出期間内以降における参加意思確認書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書等を無効とする。
- (9) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用（資料作成等含む。）は応募者の負担とする。

1.2. 海図等の複製頒布者の選定等

(1) 海図等の複製頒布者の選定

海図等の複製頒布者は、「海図等複製頒布者選定委員会」が参加意思確認書の審査及び企画提案書の特定を行い、その結果を踏まえて海上保安庁海洋情報部長が選定する。

(2) 通知及び公表

海図等の複製頒布者の選定結果は、応募者全員に書面により通知し、選定された者は海上保安庁インターネット・ホームページに次の事項を掲載し公表する。

- ① 海図等の複製頒布者の法人名
- ② 海図等の複製頒布者の住所
- ③ 海図等の複製頒布者の代表者氏名
- ④ 海図等の複製頒布者の決定日

(3) 取消事由

次のいずれかに該当すると認められる場合、海図等の複製頒布者の選定を取り

消す。

- ① 偽りその他不正の手段により選定された場合
  - ② 応募者の応募要件を満たさなくなった場合
  - ③ 所定の期日までに請書（様式15）及び誓約書（様式16）を提出しない場合又は辞退届（様式17）を提出した場合
  - ④ その他海図等の複製頒布者として不適格と認められる場合
- (4) 選定後の手続等
- ① 選定された者は、選定結果の通知文書に記載された期限までに、海洋情報部長あて請書及び誓約書を提出すること。  
また、辞退する場合は、辞退届を提出すること。
  - ② 請書及び誓約書の提出後においても、上記(3)取消事由に該当すると認められる場合は、選定を取り消す場合がある。

### 1.3. 非選定理由の説明

#### (1) 非選定理由通知

参加意思確認書等を提出した者のうち、選定されなかった者については、非選定理由を書面により通知する。

#### (2) 非選定理由の説明請求の受付期間、受付方法及び受付場所

##### ① 受付期間

受付期間は非選定理由の書面に記載する。

##### ② 受付方法

請求の書面は持参又は郵送により提出するものとする。

郵送は書留などの受付確認のできる方法に限る。

様式は自由、用紙規格はA4判とする。

##### ③ 受付場所：9.(1)の担当部課と同じ。

##### ④ 質問者への回答方法

書面又は電子メールにより回答する。

### 1.4. 海図等の複製頒布業務実施の遵守事項

- (1) 海図等の複製頒布者は本業務実施にあたり、複製頒布業務実施要領等を遵守すること。
- (2) 海図等の複製頒布者は本業務実施にあたり、本説明書記載事項を遵守すること。
- (3) 海図等の複製頒布者は本業務実施にあたり、企画提案書を遵守すること。
- (4) 海図等の複製頒布者は本業務実施にあたり、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 海図等の複製頒布者は、複製頒布者の交代時において、全ての在庫品及び航海用電子海図ユーザーサポート等については、利用者の利便を確保するため、業務開始までに新旧の複製頒布者間で十分に調整を行い、利用者に不便を与えないようにすること。

## 15. 国有財産使用許可手続き

- (1) 海図等の複製頒布業務は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の許可の手続きを経て実施すること。
- (2) 上記(1)の手続きは、当該業務を実施する前（海上保安庁海洋情報部長が別途指示する日）までに国有財産使用許可申請（様式18）を提出し、海上保安庁長官の許可を受けること。
- (3) 国有財産の使用を許可する期間は、国有財産法等に基づき1年以内とする。
- (4) 国有財産使用料は、当庁が算定した額とするものとし、国有財産使用料の納付は、原則として、月1回とする。
- (5) 国有財産使用許可の条件は国有財産使用許可書に記載のとおり。

## 16. その他の留意事項

海図等の複製頒布者は、本業務実施にあたり、次の事項について留意すること。

- (1) 本業務実施に当たっては、海上保安庁と十分な協議を行うこと。
- (2) 本業務において、他の者に責任があると認められる場合を除き、一切の責任を有する。
- (3) 本業務の実施に要する一切の費用は、複製頒布者の負担とする。
- (4) 国有財産法等の改正等により、本説明書に記載した事項を変更する場合がある。
- (5) 本説明書については、必要に応じ内容の見直し又は変更を行う場合がある。
- (6) 平成19年度国有財産使用許可書の条件を参考にすること。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 9.(1)と同じ。

## 17. その他参考事項

- (1) 海図等の刊行種類（平成19年度予定）
  - ・航海用海図 : 約720版
  - ・航海用電子海図 : 約650㍻
  - ・特殊図 : 95版
  - ・水路誌 : 28版
  - ・特殊書誌 : 17版
  - ・航空図 : 25版
- (2) 海図等の新刊・改版等数（平成19年度予定）
  - ・航海用海図
    - 新刊件数 : 約50件
    - 改版件数 : 約80件
  - ・航海用電子海図
    - 新刊件数 : 約80㍻
  - ・特殊図
    - 改版件数 : 1件
  - ・水路誌
    - 新刊件数 : 2件

- 改版件数 : 8件
- ・特殊書誌
  - 新刊件数 : 5件
  - 改版件数 : 4件
  - さしかえ : 1件
  - 追加表 : 2件
- ・航空図
  - 改版件数 : 3件

(3) 航海用海図、特殊図の補刷件数（平成19年度予定）

- ・補刷件数 : 約700件

(4) 水路通報・電子水路通報等の発行

- ・水路通報 毎週1回
- ・水路通報索引 年2回
- ・一時関係及び予告一覧表 年4回
- ・在日アメリカ合衆国軍海上訓練区域一覧表 年1回
- ・水路通報要覧 年1回
- ・電子水路通報 毎月1回

(5) 改補対象海図 : 3万～5万枚/月

(6) 海図等の定価等

平成19年度国有財産使用許可書の別添1のとおり。

(7) 販売実績

種 別	平成16年度	平成17年度	平成18年度
航海用海図	232,256枚	235,062枚	278,978枚
航海用電子海図	—	19,625枚	76,962枚
特殊図	9,060枚	10,213枚	8,865枚
水路誌	6,914冊	6,173冊	7,716冊
特殊書誌	26,641冊	24,834冊	26,696冊
航空図	626枚	991枚	349枚

(8) 複製にあたり貸与する刷版等、原ファイル及び浄書原稿等

- ・航海用海図 : 刷版（PS版）又はデジタルデータ（1bitt Tiff）
- ・航海用電子海図 : デジタルデータ
- ・特殊図 : 刷版（PS版）又はデジタルデータ（1bitt Tiff）  
浄書原稿（冊子のものに限る）
- ・水路誌 : 浄書原稿又はデジタルデータ
- ・特殊書誌 : 浄書原稿又はデジタルデータ
- ・航空図 : デジタルデータ（1bitt Tiff）
- ・水路通報本文 : 浄書原稿又はデジタルデータ
- ・補正図 : 刷版（PS版）又はデジタルデータ（1bitt Tiff）
- ・電子水路通報 : デジタルデータ